

平成31年度

# 新温泉町教育構想

新温泉町教育委員会

## I 基本理念

豊かな人間関係が築く

～生涯にわたって生き生きと輝く教育～

社会情勢の変化、国の第3期「教育振興基本計画」の策定内容などを踏まえ、本県がめざす教育の方向性と今後講ずべき施策等を示す第3期「ひょうご教育創造プラン」（兵庫県教育委員会平成31.2月）は、基本理念を「兵庫が育むところ豊かで自立する人づくり」としながら、子どもたちに、変化に柔軟に対応し、社会を創造し先導するための能力が身につけられるよう、新たに『未来への道を切り拓く力』の育成』を重点テーマに設定している。

そして、次の3つを基本方針としている。これは、兵庫の教育の骨格となる部分である。

### ◇ 基本方針1 「生きる力」を育む教育の推進

子どもたちの発達段階や多様なニーズを踏まえて、新学習指導要領に基づき、幼児教育から各学校段階間の接続を重視しながら、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」をバランスよく育成する。将来の夢や目標に向かうキャリア教育、障害の有無等に関わらないインクルーシブ教育の構築を図る特別支援教育、性別、国籍等人権に関わる課題に対する人権教育を含め、総合的に「生きる力」を育む。

### ◇ 基本方針2 子どもたちの学びを支える環境の充実

子どもたちの多様な学びに対応するための教職員一人一人の資質向上及び働き方改革はもとより、いじめ、不登校等の課題について、校長のリーダーシップのもと学校全体で取り組むとともに、安全・安心で質の高い教育環境、ICT環境の充実を図る。子どもが安心できる家庭教育に関する環境づくり、地域全体で家庭教育を支える仕組みづくりを支援し、学校・家庭・地域が連携・協働した社会総掛かりの教育を推進する。

### ◇ 基本方針3 人生100年を通じた学びの推進

「人生100年時代」という長寿社会においては、すべての人が自らの人生を設計し、学び続け、学んだことをいかして活躍できるようにすることが求められている。県民一人一人がその生涯を通じて、必要な知識や技能、技術を学び、活用し、知的・人的ネットワークを構築し、人生の可能性を広げて新たなステージで活躍するというサイクルを実現し、人生を豊かに生きられる環境を整備する。また、地域創生を図るためにも、また、グローバル社会において他者とともに生きるためにも、それぞれの個人がその拠り所とする「ふるさと」を知

り、その文化を次代に繋ぐ。加えて、子どもの時から、基礎的な体力を身に付けることはもとより、運動・スポーツに親しむために、「する・みる・ささえる」の観点から、競技スポーツ、生涯スポーツ、障害者スポーツの推進を図る。

この基本方針のもと、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成するとともに、予測が困難な未来社会において自立的に生き、社会の形成に参画する力を育てることを目指す新学習指導要領を基本に、本町の教育を推進する。本町の教育の基本理念は、「豊かな人間関係が築く『生涯にわたって生き生きと輝く教育』」である。「自立」と「協働」を柱に、地域の中にある学校園や地域において、子どもたちや地域の構成する人々が他者との出会いや人との関係の中で成長し、新しい世界を拓いていくことができる充実した教育活動の展開を図る必要がある。

そこで、本町の教育のめざす基本理念の実現に向けて、教育行政、学校園はもとより家庭や地域、生涯教育団体、青少年団体、その他の教育に携わる団体等と連携しながら、それぞれが責任と役割を自覚して社会全体で取り組むことが重要である。

## Ⅱ めざす人づくり

- ふるさとを愛し、人と自然にやさしく未来を切り拓く人
- 夢と志をもち自らすすんで学び続ける人
- 心も体も健康で豊かな人間関係を築く人

## Ⅲ 指導の重点

### 基本的生活習慣（人づくりの礎）

#### ～ あいさつ・そうじ・あとしまつ～

「おはようございます」の一声が笑顔を生み、新しい一日が始まる。「あいさつ」は人間関係の始まりである。「挨拶」にも「挨拶」にも語源に「開く」という意味がある。「自らの心を開く」「人間関係を拓く」のが「挨拶」である。

また、無心に「そうじ」に取り組むことは、清い心と最後まで地道にやりぬく根気強さを育てる。そして、「あとしまつ」は物事を終え、次の新しい取組への準備であり出発である。物事をきちんと最後まで責任を持って成し遂げ、はじめのある規律ある生活態度を育てる。

「あいさつ・そうじ・あとしまつ」は生活の礎であり、教育の基本となるものである。

これを子育ての合言葉とし、すべての教育活動を貫く精神に位置づけて日々の生活に根づかせるように実践する。

## Ⅳ 重点課題

### 1 自立的に生きる力を培い、創造性を伸ばす教育の推進

子どもたちが、豊かな人生を送るためには、生涯を通して自主的に学ぶ習慣づくりが大切である。そのためには、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」のバランスのとれた「生きる力」を育むこ

とが重要である。

各学校園では、命と人権を大切にする教育・保育の推進を基盤に、一人一人の子どもたちの健やかな成長を促し、確かな学力の向上のため少人数指導や同室複数指導等の充実とともに、特別な支援を必要とする園児・児童生徒への指導・支援の体制づくりを積極的にすすめ、指導力の向上や授業改善に向けた研修に努め、関係専門機関とのネットワークづくりを充実する。

加率的に少子化がすすんでいく中、小規模校・少人数学級の良さを生かした授業や教育活動の特色ある取組の積極的な展開、とりわけ複式教育においては、授業設計や学習支援等の充実が一層求められる。学校、家庭、地域のそれぞれが子どもたちに関わる当事者として一体となり、地域の教育力を活用し、地域に根ざした教育活動を展開する。

## (1) 幼児期の教育

幼児一人一人の直接的・具体的な体験としての遊びや、幼児同士がつながり、共通の目あてをもって活動することの楽しさを味わう体験を充実し、「生きる力」の基礎を培う。また、遊びを通して「学び」を適切に把握・評価し、よりよい環境を構成するなど、保育・教育の改善を行い、豊かな感性・心情を育み、物事に自ら取り組もうとする意欲、健全な生活を営むために必要な態度や基本的な生活習慣等を身に付けさせる。

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を見通した創意ある教育課程の実施・評価・改善に努め、教職員の指導方法等に関する研修会、授業参観、公開保育等を充実する。

また、幼児期における多様な体験は心身の調和のとれた発達を促すことを重視し、自然の中での遊びや動植物とのふれあい、地域の幼児や児童生徒、高齢者等との交流や地域行事への参加等、人・モノとの関わりに創意ある取組をすすめる。

さらに発達の特性に応じた様々な遊びを通して、体を動かす楽しさや心地よさを味わわせる。そして体験したこと、感じたこと、考えたことなどを自分なりの言葉や様々な方法で表現したり話を聞いて楽しんだりして伝え合うことの楽しさを実感する場づくりを大切にする。その中で自尊感情を育み、「自分が好き、友だちが好き、先生が好き、みんなが好き…」と居場所感をもつことができ、幼児一人一人の良さが光り・響き合う教育・保育活動を展開する。そして、幼小交流を通して、幼児期と児童期の円滑な接続を行う。また、子育て支援活動においては、教育相談や保護者同士の交流の機会の提供等、子育て支援の充実に努める。

特別な支援を必要とする園児の指導については、園内支援委員会による実態把握、支援方法等の検討を行う。その際、保護者と連携しつつ特別支援学校や医療・福祉機関等からの専門的な助言を受け、支援・指導の充実に努める。

災害時の適切な行動や安全確保については、日頃からの指導とともに家庭や地域、関係機関と連携した定期の防災・避難訓練を実施し、その徹底を図る。

- ・教職員としての資質と実践的指導力の向上
- ・「えいごあそびをしよう」事業の充実。

## (2) 学習指導

こころが通い合う学級経営を基盤にして、児童生徒に基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を育成し、確かな学力を身に付けさせる。そのため、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に取り組む。思考力・判断力・表現力等の育成にあたっては、確かな学力と豊かな心を育む「ことばの力（言語に関する能力）」を高める活動の充実に努める。児童生徒自らが課題意識をもち、主体的に問題を解決する指導過程の工夫・改善をすすめ

る。また、児童生徒一人一人がしっかりしたねらいをもち、対話や討論などを通して他者と自己への深い問いかけをステップに、より高いものを求める学習集団づくりに努める。

これらの授業改善には、「ことばの力」の育成が重要な基盤となる。ここでは「ことば」を媒体として、思考を深め、考えを確かめ、他者とつながることが重要である。「ことば」そのものもつ力を重視し、「話す」「書く」活動を有効に組み入れた学習活動を展開し、主体的に共に高まり合う授業づくりを推進する。

さらに、「ことばの力」の育成は発達段階に応じて重要であり、幼児期における絵本の読み聞かせや「ごっこ遊び」、「ことば遊び」の楽しさを味わわせること、また、小・中学校における生活に根ざした作文（生活文）や詩・創作、意見文の指導など、各教科、学級活動をはじめ全領域を通して発達段階に応じて指導の充実を図る。

また、小学校においては、新学習指導要領に規定される外国語活動（3・4年）及び外国語（5・6年）の先行実施に向け、小学校専属に配置したALTを積極的に活用し、外国語に親しみ学ぶ体制づくりをすすめる。

- ・「わかる授業」「学ぶ楽しさを実感する授業」の実践。
- ・学習の「見通し」や「振り返り」の指導の工夫。
- ・学習意欲の喚起と学習習慣の定着。
- ・「新学習システム」の活用による少人数・同室複数指導の充実。
- ・「学習タイム」等による学習習慣の定着、基礎・基本の確実な定着。
- ・「ひょうごがんばりタイム」による、算数科の学力向上をめざした放課後の補充学習の実施。
- ・読み聞かせボランティア等の活用、「朝読書」など読書活動の推進。
- ・教科横断的な学習活動の展開。

### (3) 学級経営

学校園生活における基本的な集団は学級であり、園児・児童生徒一人一人の人格形成の基盤となる場である。学級は心の居場所であり、一人一人の良さが生かされ、共に認め合い、学び合い、高まり合う学習集団づくりに努め、学級担任を中心に教職員が連携し、園児・児童生徒の多面的理解のもとに指導の充実を図る。

また、学級活動をはじめ児童会・生徒会活動や学校行事等を通して主体的に考え、お互いに協力しながら生活の向上や課題の解決に向け、積極的に動く自主的で実践的な態度・技能を育てる。

### (4) 情報教育

現代においては様々な情報が氾濫している。そこで、情報の信頼性・信憑性について考える能力、情報を主体的に収集・選択・処理・発信する能力や情報モラル等の情報活用能力を育成するため、各教科等の年間指導計画にICTの活用、プログラミング教育、情報モラルに関する指導を位置づける。また、ネット依存やネットトラブル等を防止するための情報共有を図り、フィルタリングの徹底や学校・家庭でのルールづくり等、児童生徒の自主的・主体的な取組を進めるとともに、関係機関と連携したサイバー犯罪被害防止教室等の取組を進める。

社会のICT環境の変化に対応し、教員のICT活用指導力、プログラミング教育及び情報モラル指導力向上のため、計画的で実践的な校内研修を実施し、教科指導におけるICT活用や校務の情報化・学校業務改善等、その実践化に努める。

- ・町学校業務改善推進委員会による業務改善の取組の充実と共通化。

## (5) キャリア教育・進路指導

家庭や地域との連携のもと、子どもたちの個性の伸長に努め、社会人として自立していくための人間形成をめざすキャリア教育を充実する。

子どもたち一人一人が社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を実現するための力を育む。それに向け、将来の夢や目標をもち、その実現に必要な知識や技能を身に付けさせる。また、進路指導を充実し、家族をはじめ様々な関係者に相談しながら、自らの意志と責任で主体的に進路を選択し決定できる能力や態度を育成する。

また、子ども議会の開催により自治意識の啓発し、町政・まちづくりへの関心を高めて自治体への帰属意識の高揚に資するとともに、社会の一員としての自覚を促し、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者としての意識を育てることにつながる重要な体験にする。

- ・キャリア教育の視点から、社会的自立と職業的自立をめざした進路指導の充実。
- ・発達段階をふまえ、キャリアノート等を活用した継続的な指導と評価。
- ・地域の関係団体との提携強化によるトライやる・ウィークの充実。
- ・行政や議会の仕組みを学ぶ場としての子ども議会の継続的開催。

## (6) 道徳教育

これまでの道徳の時間が、小学校は昨年度、中学校では本年度から教科化され、「特別の教科 道徳」として全面実施された。道徳教育は、道徳科を要として、全体計画のもと学校教育全体を通じて、人間尊重の精神や生命に対する畏敬の念を培い、豊かな心をもち未来に向けて主体的に人生や社会を切り拓く基盤としての道徳性を養う。また、人間としてよりよく生きるための基本的な心構えや行動の仕方について、体験的・実践的な活動を通して学びの深化を図る。そこで、道徳科においては、他者や自己との「対話」による授業の推進を図る。

- ・道徳科の指導の充実と地域の人材の活用や授業公開など、家庭・地域との連携強化。
- ・兵庫版道徳教育副読本、「私たちの道徳」の効果的な活用。
- ・道徳の教科化に係る研修の充実。

## (7) 人権教育

「人権教育基本方針」に基づいて、生命の尊厳を基盤に人権尊重の理念に対する理解を深め、お互いを認め合いながら共に生きる「共生社会」の実現に主体的に取り組む実践力を育成する。指導にあたっては、人権教育資料を活用して児童生徒の自尊感情を高め、多様な体験活動を取り込むなどの主体的・実践的な人権学習をすすめる。

推進にあたっては、同和問題が人権問題の重要な柱であると捉えつつ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、いじめやインターネットによる人権侵害等の人権にかかわる今日的課題の解決に向け、教育の主体性・中立性を堅持しながら総合的に取り組む。

- ・「人権啓発推進条例」制定の町として人権教育・啓発推進体制を充実し、人権学習会や啓発活動など、関係諸団体との連携及び環境づくりを積極的に推進。
- ・町人権教育協議会の取組や町人権セミナー等、各種人権学習・啓発事業との提携。
- ・各校の発達段階に応じた人権教育の年間指導計画のすり合わせと共通理解。
- ・人権教育事業「ささゆり」「ひまわり」の展望をもった展開。
- ・男女共同参画のまちづくりなど、「新温泉町男女共同参画社会プラン」を踏まえた実践。

## (8) 伝統と文化に関する教育

国際社会で主体的に生きるためには、日本の伝統や文化についての理解を深め、それらを尊重

しながら豊かな文化の創造を図る態度を育てることが重要である。そこで各教科や特別活動等、地域と連携した取組等において、「ふるさと教育」の一環としてふるさとの伝統や文化に触れる機会を充実し、国やふるさとを愛する態度を養う。

また、芸術文化に親しみ、感性、豊かな情操、生涯にわたり芸術を愛好する心情や態度を育む。

- ・教育課程への明確な位置づけと地域の保存会等との密な提携、文化の継承・発展への協力体制の構築。
- ・優れた芸術・文化にふれる機会や地域の伝統文化・芸能を体験する機会の拡充。
- ・小学校社会科副読本「私たちのまち新温泉町」の改訂。

## (9) 体育・スポーツ活動

体育・スポーツ活動において特性や魅力にふれさせて楽しさや喜びを味わわせ、豊かなスポーツライフを継続する意欲や資質や能力の育成と体力・運動能力の向上を図る。

そこで、各校における新体力テスト等の計画的な実施により、子どもたちが自身の体力や運動能力の状況を把握して自らが運動に親しむなど、運動習慣の定着を図る。また、業間や学校行事等、教育活動全体を通じて体育・スポーツ活動を計画的に行い、運動の楽しさ・心地よさを実感できる機会を充実する。

- ・幼児の発達の特性に応じ、様々な遊びを中心にした楽しく体を動かす時間の充実。
- ・新体力テストの計画的実施による自己の体力や運動能力の把握と向上心の高揚。
- ・「新温泉町運動部活動の方針」（平成31年2月）に基づく望ましい運動部活動の推進。

## (10) 食育をはじめとした健康教育・安全教育

子どもたちの心身の健康課題に適切に対応し、生涯を通じて健康で安全な生活を送るための基礎を培う。

そこで、「食」が子どもたちの心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼすことを認識し、家庭や地域と連携して食育の推進に取り組む。食物アレルギーへの対応については、家庭・学校・学校給食センターと情報を共有し、マニュアルに沿って適切な対応をすすめる。

また、近年、年間を通して感染症（インフルエンザ等）による学級閉鎖、学校閉鎖が目立つ。そこで、園児・児童生徒に感染症等について正しく理解させ、予防する能力や態度を育成する。

安全については、発達段階に応じて自ら身を守り安全を確保する能力を育てるため、交通安全・防犯教室等を実施する。さらに、従来からの「子ども110番の家」等、地域・関係機関との連携した取組を推進し、日常生活に潜む危険を予測して的確な判断・行動ができるように指導を充実する。通学路の安全確保については、関係機関と連携し、町交通対策委員会を通して総合的な対策を図る。

- ・「学校における食育実践プログラム」等を活用して、食に関する指導計画の充実・適切な食生活と食習慣づくり等の食育実践を充実。
- ・町学校給食センター等との提携による食育の推進、地産・地消の推進。
- ・町食育推進委員会等による情報交換と実践交流。
- ・町学校給食センターと連携した食物アレルギー対応とともに、「学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル」を活用した安全管理体制の徹底。
- ・但馬学校給食研究協議会と連携した研修、緊急時対応の体制づくり。
- ・町連合PTA、交通対策委員会、町青少年育成連絡協議会等との連携による通学路の安全確保。
- ・学校保健委員会の効果的な開催。

## (1) 特別支援教育

本年度から始まる兵庫県特別支援教育第三次推進計画（2019年度～2023年度）に基づき、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のさらなる充実を図っていく。各学校園においては、一人一人の教育的ニーズを把握し、指導力の向上を図るとともに、定期的な校園内支援委員会を開催する等、全職員が情報を共有し、指導・支援の継続に努める。

そこで、通常の学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等を含めた障がいのある幼児・児童生徒のライフサイクルを見通し、もてる力を高めて生活や学習上の困難を改善または克服するために適切な教育的支援を行う。また、交流及び共同学習のねらいを明確にして、相互に理解を深めるよう取組を充実し、学校教育全体で計画的・組織的・継続的に推進する。

そして、一人一人の特性や課題等を学校、担任、保護者等で共有し、合理的配慮の視点を踏まえた個別の教育支援計画や個別の指導計画、サポートファイルの作成・活用を促進し、福祉、医療等関係機関との連携を密にしながら、切れ目のない支援体制の充実を図る。

また、人権教育の観点から交流や共同学習、地域の人々との交流活動を積極的に推進するとともに、特別支援教育の理解・啓発を図る。

- ・校園内の特別支援教育コーディネーターを中心にした支援体制の充実。
- ・特別支援学校のセンター的機能の活用や専門機関との相談体制の充実とネットワークの構築。
- ・子ども相談室等、悩み相談体制の充実と指導の連携。
- ・スクールアシスタント、特別支援教育指導補助員の適正配置と活用。
- ・就学・進学・就労について、特別支援学校・専門関係機関との連携。
- ・幼・小・中・高等学校、特別支援学校との連携・交流事業等の推進。
- ・保護者、専門関係機関との連携強化、特別支援教育の研修の充実。
- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーや教職員による相談体制、カウンセリングマインド研修の充実。
- ・通級指導の充実。
- ・個別の教育支援計画、個別の指導計画、サポートファイルの作成及びその活用。

## 2 「体験教育」をはじめ特色ある教育の推進

地域における人間関係の希薄化がすすむ中で、子どもたちに豊かな人間性や社会性などを育むためには自然体験や社会体験などの特色ある小学校の「環境体験事業」や「自然学校」、中学校の「トライやる・ウィーク」等の兵庫型「体験教育」等を、家庭や地域、関係機関・団体等の協力を得つつ、発達の段階を踏まえて計画的に実施することが重要である。

### (1) 体験活動

子どもたちの発達の段階に応じた体験活動を実施し、自ら学び、考え、行動する教育を推進する。自然体験活動やボランティア活動等の社会体験活動を通して自尊感情を育み個性の伸長を図るとともに、命の大切さや思いやりの心・公共の精神や協調性の涵養など、「心の教育」の充実を図る。こうした取組により人間としての在り方・生き方への自覚を深め、社会の一員として自己を生かす態度を養うなど、社会的自立への基礎を培う。

また、「ふるさと教育」の一環として地域の人々とのつながりを深め、地域の文化的行事や伝統行事等への参加、地域に学ぶ学習を通して自らのアイデンティティの確立を促し、ふるさとを愛

し誇りに思う心を育てる。併せて、山陰海岸世界ジオパークを地域の宝として、園児・児童生徒のジオパークの体験を充実する。

## (2) 環境教育

体験活動との関連をふまえ、「新兵庫県環境学習環境教育基本方針」に基づき、自然とのふれあいや身近な生活の中での気づきや発見をきっかけとして、環境に関心を持ち理解を深め、自然に対する豊かな感性や命を尊ぶ心を育む。そして、発達の段階や地域の実態を踏まえ、各教科等の特質に応じ、環境について総合的に学ぶ指導計画のもと、社会的諸問題への気づきから課題意識をもち、さらに実践へつながる意欲・態度を育てる。

また、地域の人材・施設等を活用したり、ふるさとの自然や歴史・風土をいかした学習素材を積極的に取り上げたりするなど、地域の特性をふまえた環境教育を推進する。

環境問題の複雑化・多様化に対応して環境に関する科学的理解を深め、環境保全等に向けた人間の果たす責任と役割を理解させ、主体的に行動する力を育てる。

- ・環境、資源、水力、火力、原子力等のエネルギー問題やリサイクル等の社会的諸問題への関心を高める学習の拡充。
- ・海辺の漂着物調査への参加。

## (3) 防災教育

命の尊さや助け合いの大切さ・ボランティア活動の重要性等、震災から得た教訓を語り継いで「共生の心」を育み、人間としての在り方・生き方を子どもたちに考えさせる「兵庫の防災教育」に取り組む。同時に、東日本大震災からの復興や自然災害についての学習を積極的に進める。また、地域の特性に起因する様々な自然災害に備え、災害に対する正しい知識や技能を身に付け、適切に判断し対応する力を育む。

併せて、各校園の「危機対応（防災）マニュアル」を不断に見直して実践的な防災訓練を実施するなど、災害に強い、安全で安心な地域社会の構築のため、学校園・家庭・地域の果たす役割を明確にし、学校園防災体制の充実を図る。

- ・「自分の命は自分で守る」等、防災教育の充実及び徹底。
- ・東日本大震災からの復興に尽くす人々の取組からの学び。
- ・町の防災体制との連携による学校防災体制・「災害対応マニュアル」の不断の見直し。
- ・「災害対応マニュアル」に沿った地震・火災・津波想定防災・避難訓練の充実。
- ・「1. 17」及び「3. 11」の震災体験を風化させない取組の継続。

## (4) 多文化共生、国際化に対応した教育

国際化の進展を踏まえ、人権尊重を基盤に多文化共生社会の実現をめざす教育を推進し、外国人児童生徒・帰国児童生徒等の自己実現を支援する教育を充実させる。また、すべての児童生徒に国籍や民族等の「違い」を認め合い、共に生きようとする意欲や態度を育む。さらに、自国の伝統や文化を尊重する中で異なる文化や価値観を理解し、共生社会の実現に向けて言語を用いて自らの考えや意見を伝える等、語学力やコミュニケーション能力の育成を図るとともに国際社会に貢献する態度や能力を培う。

- ・在日外国人との交流による共生の心の育成。
- ・NZ海外研修や外国からの受入れ事業などの国際交流の促進。

### 3 子どもたちの学びを支える学校園・家庭・地域の連携の強化

学校園・家庭・地域は、それぞれが子どもたちの成長に関わる当事者として、責任と役割を果たし、相互に連携・協力して子どもたちの教育に取り組む。そのため、地域に開かれた学校園づくりをすすめて家庭や地域が学校園の教育活動や運営に参画しやすい仕組みづくりに努め、PTAや地域ボランティア・NPO等の支援を得ながら、学校園・家庭・地域が連携・協働した「地域とともにある学校」づくりを推進する。

また、幼・小・中学校、さらに地域の高等学校までの連携を強化し、地域の特色ある学校園づくりを進める。

#### (1) 家庭と地域の教育力と開かれた学校園づくり

教育の原点は家庭教育であるとの認識に立ち、子どもたちの成長に親自身も学び育つ親学習の充実を図る。また、学校園・家庭・地域のそれぞれが成長にかかわる当事者として責任を果たすことができるよう連携を緊密にし、社会全体で子どもたちの「生きる力」を育む環境づくりに努める。

このため、教育活動その他の学校園運営に関する情報の積極的な提供や、学校園評価による学校園運営の改善・地域と連携した教育活動の展開等の開かれた学校園づくりを一層推進する。

こうした取組を通して、保護者や地域の人々からの信頼を確保し、さらなる連携・協力により、地域全体で子どもたちの成長を支える環境づくりに努める。

- ・学校園評価・学校評議員会等の外部評価を生かした地域と協働する特色ある学校園づくり。
- ・各学校園による家庭・地域と連携した活動・事業の推進、オープンスクール等の充実。
- ・町青少年育成推進協議会・町子ども会育成連絡協議会等との連携。

#### (2) 幼・小・中学校の連携と高等学校支援

幼・小・中学校のスムーズな接続に向け、校種間の連携を密にして学びの連続性を踏まえたカリキュラムづくりなど、教育的な一貫性を重視した取組をすすめる。さらに、地域の高等学校との連携にも力を入れ、地域に根ざした高等学校づくりへの支援も強化する。

また、「幼・小・中連携推進委員会」による共通の取組を継続実践する。この中で、「家庭生活の6つのやくそく」(認定こども園)「家庭学習の6つのやくそく」(小・中学校)の有効な活用により、家庭生活と学習への自律的・主体的な態度を育成する。また、各校園の「家庭学習(生活)の手引き」を活用し、園児・児童生徒の家庭学習(生活)の習慣化や意欲づくりに向けてきめ細やかに取り組む。

- ・学習規律：①相手の目を見て姿勢を正して話を聞く。②名前を呼ばれたら「はい」と返事をする。
- ・浜高支援協議会との連携。
- ・園・小・中・高等学校の園児・児童生徒の交流の促進。

### 4 子どもたちが安心して学べる環境づくり、信頼される学校園づくりの推進

学校園が保護者・地域等の信頼を得るには、一人一人の教職員の資質能力の向上・すべての教職員の協働による学校園の組織の強化が重要である。

そのため、教職員は子どもたちはもちろん保護者や地域の人々から寄せられる期待や信頼に応え

られるよう教育の専門家としての自覚を高め、常に学び続ける向上心をもって学習指導や生徒指導をはじめとする実践的指導力の向上に努めることが大切である。

そこで、県教育委員会等の実施するライフステージに応じた研修なども活用しつつ、教職員が意欲をもって研究・実践に取り組むとともに、各学校園においても学校園の課題に応じた研修を計画的に推進するなど、指導力の向上と協働体制の構築に努めることが重要である。

### (1) 教職員の協働体制

校園長のリーダーシップのもとに教職員一人一人の能力・適性を生かし、全教職員の学校園運営参画意識を高め、学校園の組織力が向上する学校園経営に努める。

「教職員の勤務時間適正化推進プラン」に基づき、教職員が心身ともに健康で、子どもと向き合う時間をできるだけ多く確保できるように、こころの通いあう学校づくりを推進する。

学校業務改善推進委員会において、「教職員の勤務時間適正化先進事例集（GPH50）」の積極的な活用を図った各校の具体的な取組について情報交換を行う等、校務分掌の見直し、会議等のすすめ方や精選、校務の情報化等、効率的な学校園運営をめざす。また、教職員定時退勤日（週1回）・ノー部活デー（平日及び土日等の休業日にそれぞれ1日以上）の完全実施等を徹底する。1日の活動時間は、平日2時間程度、土日等の休業日は3時間程度とする。

ハラスメントのない職場環境づくりをめざし、一人一人の人権意識を高め、ハラスメント等なく教職員が意欲をもって職務に取り組める相互の協力・協働の職場環境づくりをすすめる。

さらに、学校評議員制度を活かし、学校園運営状況を説明して保護者・地域の人々の要望や意見を受け止めて改善に努めるなど、家庭・地域と共にある学校園としての充実を図る。

### (2) 教職員の資質能力と実践的指導力の向上

教職員としての使命感と高い倫理観を保持するとともに豊かな人間性の涵養に努め、専門性と実践的指導力の向上や、社会の変化に対応した教育観を培うことをめざし、研究と修養に努める。

そのため、初任者研修や経年研修、教員免許更新等、キャリアステージに応じた様々な研修の機会を通して高度な専門的知識・技能を身に付け、園児・児童生徒や地域の実態に応じた教材教具の工夫や効果的な学習形態等の指導方法の工夫・改善を図る。

国・県・町等の様々な段階の研修の機会とともに、各校園が研修テーマに向けて授業研究や積極的な公開授業などを行い、学び合う教職員集団に向けて実践的な力量を高める。

### (3) 学校安全と危機管理体制

校園長のリーダーシップのもとに学校園の危機管理体制をつくり、教職員の危機対応に関する知識・技能の向上を図る。

また、家庭や地域と連携して子どもたちが安全な環境で安心して学校園生活を送れるよう、安全教育推進の組織づくりや指導内容・指導方法の充実に努める。

- ・学校園の施設・遊具等の定期的な安全点検の実施。
- ・家庭・地域、関係機関等と連携した通学路の安全確保。
- ・交通安全・防犯教室の実施、「接遇マニュアル」「不審者対応マニュアル」による研修や訓練の実施。
- ・地域安全マップの作成等による安全意識の高揚と「こども110番の家」の周知及び連携。

### (4) 園児・児童生徒理解に基づく生徒指導

日々の生徒指導において、すべての教職員が一人一人の幼児・児童生徒の内面的理解に基づく

指導の大切さを認識し、人間的なふれあいを通して心の絆を深める。また、教育活動全体を通じて規範意識等の社会性を培い、自主性や自律性・主体性を育む。

とりわけ、重要課題となっているいじめや暴力行為、不登校、児童虐待等については、「新温泉町いじめ問題対策連絡協議会」に基づき、「新温泉町いじめ防止基本方針」並びに各校の「いじめ防止基本方針」を踏まえ、「子ども相談室」の有効な活用を図りながら学校園・家庭・地域が連携を密にし、その未然防止、早期発見、早期対応に努める。

特に学校園においては、学級担任をはじめとして、子どもたち一人一人の心の居場所となる学級を基盤とした「互いに認め合い学び合う学習集団づくり」に努めるとともに、保護者とのきめ細やかな相談体制の充実など、「チーム学校」としての組織力を高める。

また、自他の命を大切にすることを育成するため、教育課程全体を通して生きる喜びと命の大切さを実感させる教育の充実に努める。

- ・各校園の生徒指導に係る委員会、チーム会議等の日常的開催と充実。
- ・「兵庫県いじめ防止基本方針」「新温泉町いじめ防止基本方針」等の活用。
- ・校園内の教育相談体制の充実と「子ども相談室」をはじめ、各専門機関等との連携。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用及び連携。
- ・カウンセリングマインド研修の充実。

## 5 だれもが生きがいをもって地域社会に参画する生涯学習社会づくりの推進

人々の学習ニーズがますます多様化する中で、生涯にわたり自己実現を図り、生涯のあらゆる時期に学習機会を選択して学べるよう、様々な学習機会・情報の提供と学習支援の充実に努める。

このため、社会教育関係者の資質能力の向上に努め、生涯学習に関する積極的な情報提供など学習への支援体制を整備するとともに、読書ボランティアの養成などを支援していく。また、学びの成果を生かす取組をすすめる。

また、地域に根ざしたスポーツクラブ21などに取り組むなど、町民の健康・体力の増進を図る。

### (1) 生涯教育の基盤づくり

町民一人一人が豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたってあらゆる機会や場において多様な学習ができ、その成果を適切に生かすことができる生涯学習社会の実現に努める。

そこで町民の学習ニーズの適切な把握に努めるとともに、社会教育施設における学習支援の充実、町民の学習活動が円滑に行われるような条件整備に努める。

- ・公民館をはじめ、生涯学習関連施設の充実と活用。
- ・町青少年育成推進協議会、町防犯協会等との提携による地域活動の推進。

### (2) 学習活動の支援と成果を社会に生かす仕組みの構築

町民の生涯にわたる学習活動を支援するため、学習ニーズ、ライフステージに応じた多様な学習機会を設定する。また、学びの成果を地域の課題解決や学習支援活動に生かせるように学びと実践の一体化した生涯学習を推進する。さらに豊かな人間関係に支えられた地域社会の構築に向け、町民自らが地域課題に主体的に向き合い、その解決に向けて協働できるように学校園、地域団体等との幅広いネットワーク化に努め、情報交換や相互協力をすすめる。

差別や偏見がなく一人一人の人権が尊重され、心と心がつながる豊かなまちづくりに向け、人権啓発・人権学習会等の充実に努める。また、障がいのある人の学習機会の充実を図るために関

係機関や団体との連携を深め、交流活動等の提供や支援に努める。

- ・「第2次 新温泉町人権施策推進計画」に基づく人権セミナー等の推進。
- ・文化会館・町人権教育協議会の取組を柱にした人権学習の充実及び推進。
- ・町立高齢者大学や町文化協会、文化団体等との連携及び交流事業の推進。
- ・地区公民館制の拡充による地域コミュニティの形成。
- ・「新温泉町子どもの読書活動推進計画」（平成25年5月）の活用。

### (3) 生涯にわたるスポーツ活動

成人が週1回以上スポーツに親しむ機会をもつことをめざし、誰もがそれぞれの年齢や体力・技術・興味・関心に応じて、いつでも、どこでも、気軽にスポーツを楽しむことができる体制や環境を整備し、生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現に努める。

- ・スポーツ施設の充実及び環境整備。
- ・「新温泉町スポーツ推進計画」（平成27年3月）の活用。
- ・町スポーツ推進委員会との連携による各種スポーツ事業の推進。
- ・B & G事業の活用及び連携。

### (4) 文化財の保護・活用

長い歴史の変遷の中で形成・蓄積・継承されてきた指定文化財をはじめ地域に根ざした歴史文化遺産の保護を礎にし、これら身近な地域の伝統と文化に触れ親しむ機会を充実してふるさとへの愛着や誇りを育む「ふるさと教育」の取組を推進する。

特に地域の伝統行事への参加・参画を通じた次世代への継承の担い手の育成は重要であり、地域ぐるみの交流や地域の魅力発信による活性化などの未来につながる学びの機会の充実に努める。

また、郷土の優れた先人を顕彰し、その足跡から学ぶ事業の継続発展などの優れた文化にふれる場づくりを推進する。

- ・町文化財保護審議会による文化財保護・調査・啓発事業の推進。
- ・民俗芸能発表会等、文化遺産を活かした発表及び交流。
- ・民俗芸能保存団体や文化協会、高齢者大学等による伝統文化の継承及び学習会。
- ・宇野雪村、前田純孝、加藤文太郎をはじめとする郷土の先人に学ぶ取組。
- ・加藤文太郎記念図書館、先人記念館「以命亭」、文化体育館「夢ホール」等を活用した催しの充実。